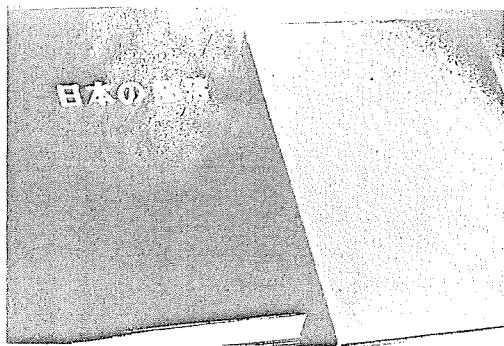


2 「地名総鑑」差別事件

(1) 「地名総鑑」の写真



(部落解放同盟大阪府連提供)

(2) 「地名総鑑」を発行した丁の証言

1965（昭和40）年頃から興信所をやった。その中で、結婚に関する身元調べのままでといつてまちがいないが、「血がまじると困る」「部落の人かどうか調べてくれ」ということであった。しかし、次第に、部落問題が大きくとりあげられてくるにつれて「ちょっとちがうかどうか」、そして最近では「今やかましくいっている、あの方の人ではないかどうか調べてほしい」というように表現は変わってきているが、あいかわらず依頼は多かった。

今や興信所と企業は100%ゆき着している。大手は5社、銀行などは7社ほどの興信所と年間契約を結んでチケットを買っている。そして企業の大半は、今でも身元調べを行なっているし、とくに管理職登用に際しては、厳しい身元チェックをしている。そして、その依頼事項の中には、部落出身者でないかどうかを調べてくれ、ということはいっている。

(「解放新聞大阪版」1977年5月25日)

(3) 「地名総鑑」を購入したA信託銀行の動機

〈地名総鑑の購入動機及び経過について〉

当社は別々の時期に各1冊ずつ合計2冊の「地名総鑑」を本店人事部において購入しました。

第1冊目は、1969（昭和44）年12月に、かねてから身元調査を頼んでいたKが持参し、そのときKに「役に立ちますよ」と言われた人事部のYが、「そういうこともあるかも知れぬ」と考えて、現金支払をもって購入しました。

第2冊目は、1971（昭和46）年5～6月頃、当時大阪地区において統一応募用紙の使用が開始され、大阪事務所のHから「高校生について住所のみで部落出身者かどうか判断できるものは何かないか」と、人事部Dに電話、Dは「あの本がHの求めている本ではないか」と第1冊目を思い出し、Kから新たに取り寄せて、大阪事務所へ送付いたしました。

当社の重要な採用機関である人事部並びに大阪事務所に部落出身者排除の意識が存在していたことは明らかであるといえます。

(「同和教育」225号)

3 就

(1) 就

⑭

応募者	□
性 格	■自分では振 していない □と見なす □おなじく □お見合 て下さい
技術は得ですか	□
信 通	□
尊敬する人間 及びその理由	□

半 人 氏	□
と 結	□
夫	□
父	□
妻	□
母	□
女	□
孫	□
資 産	□

(2) 就

□
□
□
□
□

Z

3 就労にみる部落差別とその闘い

(1) 就職応募「社用紙」(1970年当時)

◎◎生命保険相互会社

※ 3. 死亡された方についても空欄の範囲、寸法を記入してください。

※2. 父母についても、夫、妻、親、絆の該当の欄に記入して下さい。

資産	(動産) 時価約	万円	内訳	家財道具 預金・有価証券 その他の合計	父母の住居	(住居区分) 自家所有戸室	借家	間借り	社宅	アパート	寮
	(不動産) 時価約	万円				(現住所の居住年数) 满年	満2年未満の場合は前住所を記入して下さい。				
	建物	m ²				時価	万円				
	宅地	m ²				時価	万円				
	田畠	m ²				時価	万円				
	山林	m ²				時価	万円				
	その他の合計	m ²				時価	万円				
								記入して下さい。			
									(前住所)		
									(近隣との交際状況) 1. 親しく交際する 2. あまり親しく交際しない 3. 交際しない		
									(近隣の悪意な家庭) 1. 2.		

(2) 高等学校卒業者就職応募「全国統一用紙」

履歴書		
平成 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな 氏名	性別 印	
生年月日	昭和 年 月 日 生(満 歳)	
ふりがな 現住所	〒	
ふりがな 連絡先	〒	
保護者 氏名		(連絡先欄は現住所以外に 連絡を希望する場合のみ 記入すること)
学歴	平成 年 月	高等学校入学
	平成 年 月	
	平成 年 月	
資格等	取得年月日	資格等の名称
趣味・特技	所属クラブ等	
志望の動機		

正謂此也。今之士人，多好矜夸，以爲大仲明他，無以故也。

1 結婚にみる部落差別

(1) 宿毛結婚差別事件

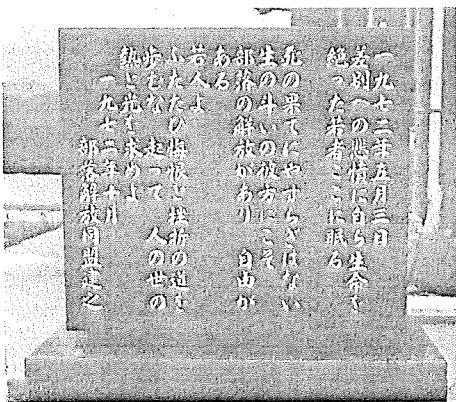
① I君のSさんにあてた遺書

今モミジ谷に来ています。新緑がまぶしいほどきれいです。弱冠20歳で、この世とおさらばかと思うと、残念でしかたありません。……あまりにも早く恋を知りすぎました。苦しみでしかありません。誰の責任でもない。結局俺が弱かっただけです。広い天国に晶一人は可哀いそうです。やっぱり俺はあの子の父親なんです。晶は俺が育てます。晶の泣き声が聞こえます。父子手をつないで、君を見守っていますよ。頑張って下さい。

② I君の詩

「晶」よ
悔い 恨み
俺を許すなれ
弱く卑怯だつたこの俺を
笑え、ののしれ
小さなお前すら
守つてやることのできなかつた
無力のこの俺を。
闇の中から出ることもできず
無惨に断たれた幼い生命
——お前、「晶」よ
恨むがいい
ただ一途に生命を燃やし
ただ——信じてきた幼い「晶」よ
忘るるなれ
許すなれ
誰をも
その恨みの炎を
その口惜しき炎を
燃やせ「晶」よ

③高知県宿毛市に建てられたI君の碑



①②は、村越末男「お父さん、くやしいよ——高知・宿毛・池上誠君結婚差別事件」、「部落解放」30号より
抜粋。



過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準

昭和六十一年八月四日
総局告示第十七号

改正 (平成九年十二月二十日 総局告示第三十六号)
(平成二十年五月二十八日 総局告示第十九号)
(平成二十六年二月一日 総局告示第六号)

(趣旨)

第一条 この基準は、寺院規程（昭和二十七年宗則第十五号）第三十条第二項に定める「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについては、同朋教団の本旨に反しないよう、その取扱いについての基準を定めるものとする。」の条項の趣旨に従い、宗門に属するすべての寺院その他これに準ずる団体において備付けられている過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについての細則を定めるものとする。

(過去帳等)

第二条 過去帳又はこれに類する帳簿（以下「過去帳等」という。）は、所属する僧侶、寺族、門徒その他の信者について故人の法名その他宗教上の記録を記載するものとする。

2 過去帳等の記載には、同朋教団の本旨に反して差別を生み出すことがないように、十分な配慮をしなければならない。

(取扱責任者)

第三条 過去帳等の取扱責任者は、宗門に属する寺院その他これに準ずる団体の住職又は代表者とする。

(過去帳の記載事項)

第四条 過去帳に記載すべき事項は、次の各号に掲げるところに限る。

- 一 法名
- 二 俗名
- 三 死亡年月日
- 四 性別
- 五 年齢
- 六 施主（喪主）との続柄
- 七 施主（喪主）の現住所

(過去帳等への記載禁止事項)

第五条 過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、その門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはならない。

(閲覧禁止)

第六条 第三条の規定による取扱責任者は、過去帳等を厳重に管理し、その閲覧を許してはならない。

(過去帳等の書き換え)

第七条 過去帳等の既記載事項のうちで、基本的人権を侵害するとみなされる事項については、第四条の規定による必要事項のみを記載するよう全面的に書き換えを行うものとする。一部事項の抹消、訂正などによって、従前の記載事項を推測されるようなことをしてはならない。

(必要措置)

第八条 総局は、過去帳等の取扱いについて、必要がある場合には、社会部く人権問題担当を通じて取扱責任者に対して必要な措置を行わせることができる。

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて

過去帳又はこれに類する帳簿(以下「過去帳等」という)の取扱いについて、差別法名・過去帳調査の結果や過去帳等が身元調査に利用されてきたことに対する反省に立ち、同朋教団の本旨並びに人類普遍の原理である平等原則に反しないように、その取扱基準が定められました。

過去帳等は寺院備付の公的帳簿であり、その取扱責任は、住職(代表役員)にあります。過去帳等の記録は個人情報であり、身元調査に利用されないよう、取扱責任者には守秘義務を守り、過去帳等を厳重に管理する義務があります。

以下の原則を厳守ください。

1. 過去帳等とは

ここでいう過去帳等とは、寺院備え付けの過去帳・永代経記録簿・墓地管理簿・門徒現在帳等、門徒の記録簿全般を言います。

2. 閲覧禁止(公開の禁止)

過去帳等に記載されている内容は、その個人の基本的人権に関わる個人情報であり、公開は厳禁とします。

門徒からの問い合わせの場合、書面にてその目的・対象等の明示があったとき、その門徒の直接の先祖に関する部分の抜き書き等に限定して開示できるものとします。

なお、どのような場合にも、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」(以下「取扱基準」)の趣旨に反すると思われる場合は、取扱責任者は、「取扱基準」により開示を拒否しなければなりません。

3. 過去帳の記載事項の限定

過去帳に記載すべき事項は、下記に限定されています。

- ① 法名 ② 俗名 ③ 死亡年月日 ④ 性別 ⑤ 年齢
- ⑥ 施主(喪主)との続柄 ⑦ 施主(喪主)の現住所

それ以外のことを記載してはいけません。また、基本的人権を侵害する記載があった場合には、全面的に書き換えなければなりません。

4. 過去帳に類する帳簿の記載事項の限定

過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはなりません。

<記載禁止事項の注意>

「取扱基準」制定の目的は、第五条の禁止事項を過去帳等に記載しないためです。

- ・禁止事項の「門地」とは本来、族籍(華族・士族・平民等)の別を言うものですが、現在では「本家」「分家」「資産家」「使用人」などを示す言葉として理解されています。
- ・「出生の別」とは、嫡出の事情に関わるさまざまな表現を言います。

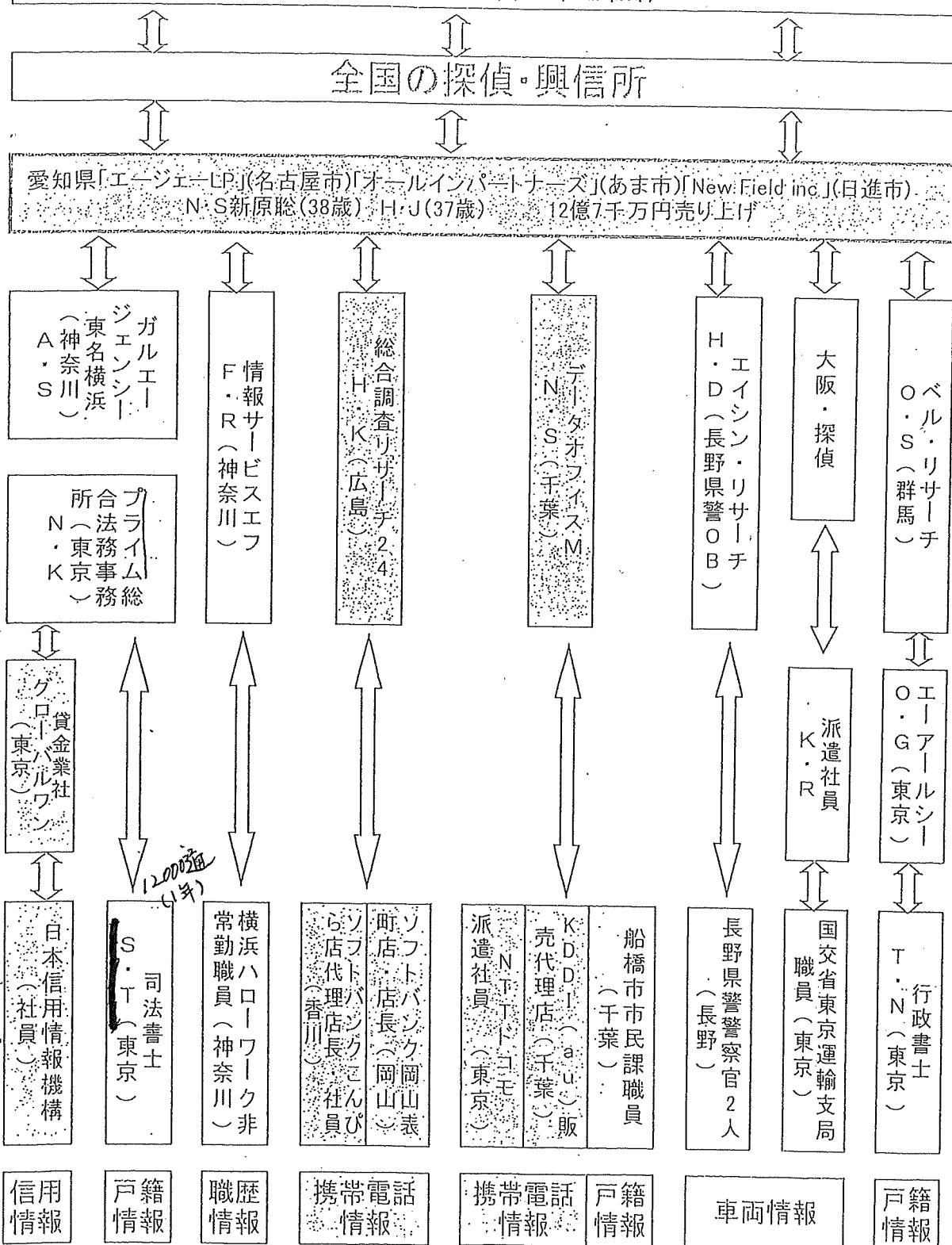
※ 詳しくは、「取扱基準」をご参照ください。なお、この『過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて』は、つねに過去帳等にそえてご利用ください。

本紙作成の願いをおくみどりのうえ、今後とも御同朋の社会をめざす運動の推進に、一層ご尽力いただきますようお願い申しあげます。

(特別報告資料)

個人情報大量充貫事件の構図

依頼者(全国)



(7)

H24.5.25 現在

佐藤隆名義の職務上請求書に関する府内実態調査

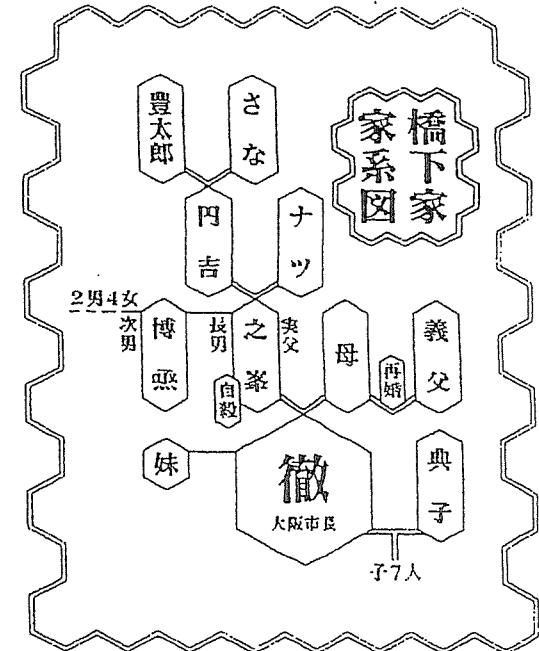
※戸籍等…戸籍原本、戸籍抄本、除籍を含む 住民票等…住民票の写し、戸籍の附表を含む

団体名	請求枚数		請求種別		団体名	請求枚数		請求種別	
	枚数	重複枚数	戸籍等	住民票等		枚数	重複枚数	戸籍等	住民票等
大阪市	217	212	147	111	羽曳野市	8	7	5	6
堺市	27	26	19	15	門真市	5	5	3	3
岸和田市	5	4	3	2	摂津市	5	5	1	4
豊中市	26	26	19	17	高石市	4	2	2	3
池田市	11	11	5	9	藤井寺市	0	0	0	0
吹田市	9	9	5	5	東大阪市	29	27	23	15
泉大津市	4	4	2	2	泉南市	5	4	3	2
高槻市	17	16	11	10	四條畷市	0	0	0	0
貝塚市	2	2	2	1	交野市	2	2	2	1
守口市	10	10	8	4	大阪狭山市	2	1	2	0
枚方市	17	15	11	8	阪南市	2	2	2	1
茨木市	6	2	4	2	島本町	0	0	0	0
八尾市	8	7	6	4	豊能町	0	0	0	0
泉佐野市	3	3	3	1	能勢町	2	2	2	0
富田林市	3	3	1	2	忠岡町	1	1	0	1
寝屋川市	6	6	6	6	熊取町	1	1	0	1
河内長野市	2	2	0	2	田尻町	0	0	0	0
松原市	5	5	5	3	岬町	0	0	0	0
大東市	6	6	2	4	太子町	0	0	0	0
和泉市	3	3	1	2	河南町	1	1	1	0
箕面市	7	6	2	7	千早赤阪村	6	6	4	2
柏原市	5	5	5	3	合計	472	449	317	259

※1枚の請求書で、戸籍原本、住民票の写し等を複数交付請求できるため、請求枚数と請求種別の合計は一致しない。

1989年(平成元年)9月12日 火曜

9



10

「この老人に話しかけて得た唯一の収穫は、橋下のパーティーには、この種の輩たちが参考したのがはつきりとわかつたことだつた。阪神タイガースの野球帽をかぶつた関西弁丸出しの、おっさんは、こんな話から始めた。

これは、七人の子とを産んだ徹の妻と母親を混同している。徹の母親は實際には徹と四歳年下の妹の一人しか産んでいない。

一般的に子どもは親父の精子が八〇%、女の卵子が一〇%の割合で結合するわけや。けど、橋下さんの場合はこれが逆で、母親の卵子の割合が八〇%やつたと思うんや。だから、橋下さんは母親が立派な人やつたなと思うんですね。お母さんは女手一つで七人の子どもを育ててやるわ。



過去帳

厳重に保管されている過去帳。真宗大谷派では1988年以降、「閲覧禁止」のシールをはっている=同派解放運動推進本部提供

■過去帳や類する帳簿が放送、掲載された主な事例

		寺院	主な内容
2012年5月 NHK	広島県の 浄土真宗 本願寺派 の寺		出演者の祖父に関する 手がかりを探す
13年7月 京都新聞	京都府の 浄土宗の 寺		この寺に幕末の剣豪・ 仏生寺弥助が葬られてい た可能性が高いこと が判明
13年7月 中日新聞	愛知県の 浄土宗の 寺		元日本兵の故・横井庄 一さんの戒名が載った 記録
13年8月 西日本新聞	福岡県の 浄土宗の 寺		戦国武将の黒田官兵衛 の妻の読み方が通説と 異なっていた可能性の あることが判明
13年9月 京都新聞	滋賀県の 真宗仏光 寺派の寺		江戸時代中期・この寺 の一帯がたび重なる水 害に見舞われた記録
13年9月 京都新聞	滋賀県の 天台真盛 宗の寺		記録をもとに歴代貫首 の功績や生い立ちを調 べた

淨土宗（總本山・知園院、京都市、約7千寺）や真宗大谷派（本山・東本願寺、京都市、約9千寺）なども改めて閲覧禁止を周知したが、一方で過去帳には人口動態など近世の歴史解明に役立つ史料という側面もある。身元を確認できる研究者が閲覧を求めた場合、宗派の担当職員の立ち会いの下で見せる」とを認める宗派もある。

桃山学院大の寺木伸明・
特任教授（近世部落史）
は「80年代は僧侶の意識
も高かつたが、30年余りが
たち、人権や部落差別への
認識が薄れているのではな
いか。家系図作りなどルー
ツ探しが人気で、過去帳を
見たいと寺に求める人が増
えたことも影響しているの
かも知れない」と指摘す
る。

公開は御法度 寺の過去帳

差別懸念、各宗派が閲覧禁止を周知

寺の檀信徒の戒名（法名）や死（年月日）などを記した「過去帳」について、各宗派が、外部に閲覧させないよう所屬寺院に呼びかけている。かつて、被差別部落出身者がどうかを確かめる身元調査に過去帳が利用されているとして閲覧禁止を周知したが、ここ数年、寺外に見せた事例が相次ぎ判明したためだ。

のために記すようになったのは江戸時代前期からとされる。金庫に鍵をかけて保管している寺が多く、本尊とともに重要視される。

・西本願寺（京都市）は2月、過去帳や類する帳簿の扱いに関する規則を改訂。住職には、守秘義務や過去帳を厳重に管理する義務があると明記し、身元調査を断るシールを約1万の末寺に配った。門徒にも閲覧禁りを知らせる。

きつかけは、2012年5月に放送されたNHKの戒名に「賤」「隸」「畜」

浩二真宗本願寺派（本山・西本願寺、京都市）の同派の寺が、過去帳に類する帳簿を、祖父の手がかかるようにして管理する義務があると明記し、身元調査を断るシールを約1万の末寺に配った。門徒にも閲覧禁りを探して、いた出漁者に見せる場面が流れた。

放送後、同派はNHKに「寺に行けば簡単に過去帳を閲覧できる」と誤解されかねない」と指摘。NHKは再放送を取りやめた。

かつて被差別部落の人々

といった文字をあてて過去帳に記したり、被差別部落の人だけの過去帳が作られたりしたことがあった。

結婚や就職の際の身元調査に過去帳が使われているとして問題化したため、各宗派は1980年代以降、外部への閲覧禁止を所属寺院に通達。差別記載があった過去帳の書き直しを進めた。

しかし、複数の地方紙でも昨年、過去帳などの調査

で歴史上の人物らの新事実がわかつたなどとする記事を、過去帳などの写真とともに掲載する例が相次いだ。いざれも過去帳などに差別記載はなかつたが、部落解放同盟や寺の所属宗派が「過去帳が身元調査に使われ、人権侵害を助長したこと忘れているのでは」などと指摘。地方紙はホームページから記事を削除したり、記者研修を開いたりした。

近世史料の側面も

桃山学院大の寺木伸明・
特任教授（近世部落史）
は「80年代は僧侶の意識
も高かつたが、30年余りが
たち、人権や部落差別への
認識が薄れているのではな
いか。家系図作りなどルー
ツ探しが人気で、過去帳を
見たいと寺に求める人が増
えたことも影響しているの
かも知れない」と指摘す
る。

桃山学院大の寺木伸明・特任教授（近世部落史）は「80年代は僧侶の意識も高かつたが、30年余りがたち、人権や部落差別への認識が薄れているのではないか。家系図作りなどルーツ探しが人気で、過去帳を見たいと寺に求める人が増えたことも影響しているのかもしれない」と指摘する。（岡田匠）

小問題は差別と言明

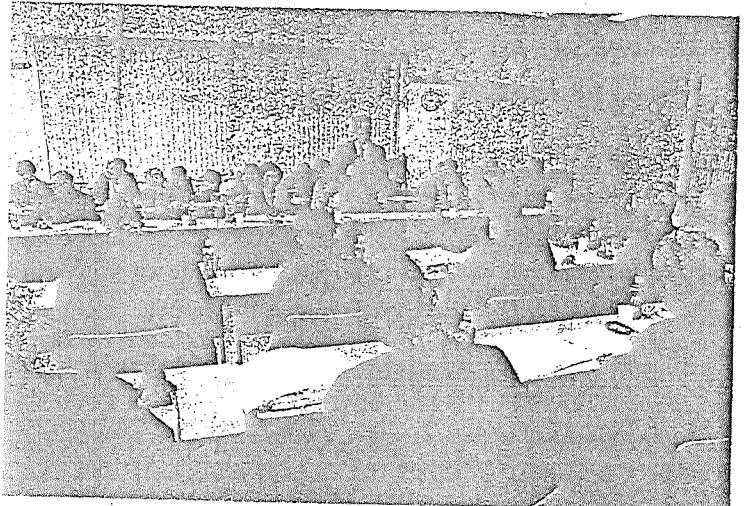
本願寺流連携とり学び、とりくむこと

NEPのテレビ番組で、音楽問題の解決に立って、日本放送で、ある俳優のルーン探しを、淨土真宗本願寺派の寺院を訪ね、「過去の記憶」を手がかりにしようと、聞きを求めて、寺院が「これが過去帳」として、明治年間の「門徒明細簿」や「門徒明細簿」で、このことを説明した。異体字

「走行数据」を顯示するものが
すが放送された（ハローワーク
販賣部）。

後、浄土真宗本願寺派の闍法念館で「西本願寺における『過去帳』開示問題」の第2回協議会をおこなった。協議会では、第1回協議会での話し合いでおこなった。協議会では、宗派としての見解が示されたあと、それをもとに結論をおこなつた。

最後に、今回の「過去帳」開示問題は、「まったくの差別、それ以外の何物でもない」（後藤壽邦・総務）ことを確認しながら、橋正信・総長が「門信徒に不信感を増大させ、同時に身元調査による差別の恐怖と悲しみを思い起させたことは、誠に申しわけなく思う」とし、△僧侶の口説的な宗教的な苦みが身元調査という現実的課題に相応しいなかったマ宗祖の教え



差別と真剣に向き合う教団などと問題を投げかける松岡書記長

母虫本體を41.66mmに縮小する、本コロニアルモードに採用。今回の
誕生は、胎盤発育症である、胎盤の蓄積、胎盤肥厚の
原因の腫瘍性に発達した腫瘍の肥厚による、呼吸
困難回復を輪廻運動の発達により、呼吸困難を解消する。
母虫本體を41.66mmに縮小する、本コロニアルモードに採用。今回の
誕生は、胎盤発育症である、胎盤の蓄積、胎盤肥厚の
原因の腫瘍性に発達した腫瘍の肥厚による、呼吸
困難回復を輪廻運動の発達により、呼吸困難を解消する。

11

2012年6月

浄土真宗本願寺派
総長 稲 正信様

部落解放同盟中央本部
執行委員長 組坂繁之
部落解放同盟広島県連合会
委員長 川崎卓志

「鶴瓶の家族に乾杯」(5月7日放送)における「過去帳」放映問題について

入梅の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

早速ですが、NHKが5月7日に放送した「鶴瓶の家族に乾杯」の中で、広島県内の浄土真宗本願寺派寺院が「過去帳」を示し、それが大きく映し出されるシーンがありました。番組は俳優・谷原章介さんが自身のルーツを探るというストーリーで、谷原さんも「過去帳を手掛けたり」いう主旨を述べ、それに応える形で当該寺院の坊守が「過去帳です」と述べたものです。「過去帳」は閲覧禁止措置になっているため、実際に見せたのは明治30年に調整された「門徒明細簿」(これに差別記載がある可能性もあります)といわれるものですが、視聴者は、番組の内容からして「過去帳」と受け止めています。

ご承知のように、1980年代、寺院の「過去帳」につきましては、被差別部落民に対して「草田新平民」「新民」などと記した「差別添え書き」、さらには「死因」「出生の秘密」「民族」に関するものや「士族」「平民」など「族籍」に関する「差別につながる添え書き」が記されていたことが明らかになり、教団の在り方が根底から問われたことはご承知のとおりです。

しかし、この度の出来事は、「過去帳」問題で問われたことが教団全体のものにirtingえていないことを露見させました。言うまでもなく「過去帳」は身元調査に利用されてきた歴史もあります。昨今の身元調査を目的にした戸籍謄本等の不正取得が組織的に行われている現実などを考えると、寺院に行けば「過去帳」が閲覧でき、情報を得ることが出来ると視聴者に思わせた責任は大きく、今回の放送が与えた影響は少なくありません。

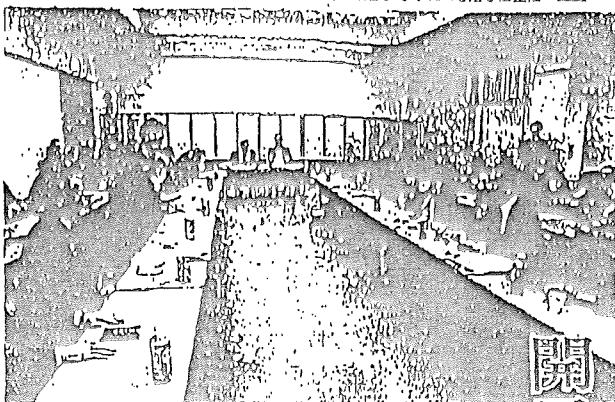
教団を挙げて取り組まれた「過去帳」問題は何であったのか、差別と向き合う教団とはいかなるものなのかが問われていると思います。

つきましては、この問題に関して教団としての見解をお示しいただくとともに、私どもとの協議の場を設定していただきますようお願い申し上げます。

なお、この件に関するご連絡は、部落解放同盟中央本部事務局、大西 (TEL03-6280-3360) にお願いします。

中央のとりくみ

数学上の問題についても実践に学びとりくむと実況としての数学を修める修正例：問題



示問題は差別と言明

本願寺派連携とり等び、とりくむこ

（十一）の問題は、一月廿四日
以来、毎日實業本體の民族の
政治問題で、「西原事件」にな
る「通謀賣國」問題が問題とな
り、第2回協議會がおこなは
れた。協議會は、毎回二回開
かれてゐたが、最初の回は、
作成し直した、底本をもつて
の問題がおこなれたので、不
れぞのとて討論をめぐらなか
た。

ついで賃銀に充ちりとく
ふじらはれんとして確約
した。

中田本部からは松岡書記
長が、本山の姿勢で東邦が
蘇るかのことを強調。今回の
事件は、御前禁別であつて、
聖別の助兵、大蛇を防ぐこと
との重大性を述べ、再度
民衆の現出を求める。今般御
姫される本山の新たな執行
部でも地盤体制が組まれる
す、推進を図りたい旨
だ、と述べた。

宗・元豊のスベシャリス
トのなかの幾高位の者)が
1930年代の後半に単著
の貢献を放棄した事実を指
摘。今回の「過去書」認示
問題での実例を挙げて、宗
族としての歴史を具体的な
と云ふ形で記述していくこと
が、歴史学での協議で
構成して反映・論議していく
こととなりました。

第2回協議会に出席した
のは、部落解放同盟から岸
田副議員長、松岡書記長、
西島財務委員長、安田、池

正別と眞剣に向ひ合う故になどと問題を投げかける松田正見

・實業部等 14人。本廳派
派からは、鹿正佑、磯長、
後藤賀邦、橋務、中島田蔵
・橋谷企圖室長、安部原融
・安政部区通志經文はこれ
に附する總務の問題に關する
員員会委員長(安芸
政務部所長)など17人。